

第22期第5回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年12月8日（水） 14：00～

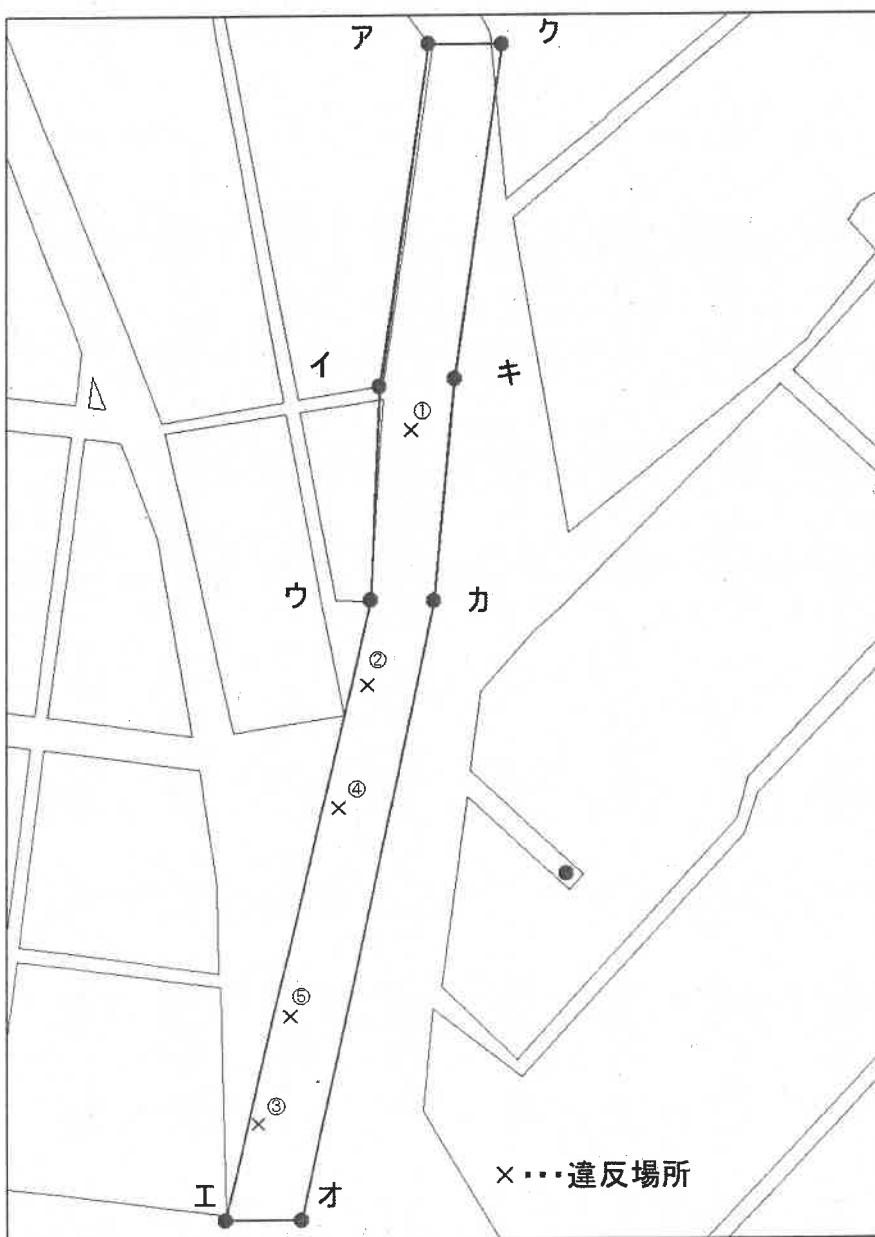
2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

- (1) 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第109号にかかる違反への対応について
(報告)
- (2) タイラギの資源状況について (報告)
- (3) その他
刺し網等漁業の佐賀入漁の隻数について (報告)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示109号違反への対応状況

	違反現認日	禁止ライン からの距離	違反者の所属漁協	漁業調整委員会として の対応	知事命令の発出状況
1	R3.7.9	90m	浜武漁協	8月4日開催の漁業調整委員会で知事命令の申請を行うことを決定	
2	R3.7.14	45m	川口漁協		R3.9.6知事命令発出
3	R3.7.14	30m	沖端漁協		
4	R3.7.17	50m	両開漁協		
5	R3.9.13	90m	沖端漁協	9月14日付け方針により、知事命令の申請を行うことを決定	R3.10.8知事命令発出



資料 1-2
(22期5回有明漁調委)
(令和3年12月8日)

令和3年9月14日

有明海区漁業調整委員会指示 109号違反への対応方針について

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 半田 亮司

令和3年9月14日付け3漁管2969号で漁業管理課から報告のあった有明海区漁業調整委員会指示109号違反については、下記の理由及び福岡県有明海区漁業調整委員の全員の賛同が得られたことから、漁業法120条8項の規定に基づき知事命令を申請することとする。

記

- ・令和3年7月の4件の違反については、8月4日開催の第22期第4回福岡県有明海区漁業調整委員会において、知事命令を申請することが決議されている。
- ・今回9月14日付けで報告のあった違反は、8月4日に知事命令を申請することを決議した4件の違反と同様の内容の違反であり、違反者も違反を認めている。
- ・このことから、これまでの4件の違反と同様に知事命令を申請することが妥当で、公正、公平な判断であるといえる。
- ・また、クラゲの漁期は10月31日まで漁期の終わりが近く、漁業調整委員会を開催して審議を行ってから、知事命令を申請すると、時間を要し、漁期中に知事命令を発出することが困難になり、時期を逸してしまう可能性がある。
- ・これらを踏まえ、漁業調整委員会を開催せずに今回の違反者に対して知事命令の申請を行うことについて、9月14日に電話により各漁業調整委員に意見を聞いたところ全委員から賛同が得られた。

3 漁管第2969号
令和3年9月14日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

(漁場環境係)



福岡県有明海区漁業調整委員会指示第109号違反について(報告)

有明海において水産海洋技術センター有明海研究所漁業取締船「ありあけ」が、福岡県有明海区漁業調整委員会指示第109号違反を現認しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 現認日時

令和3年9月13日 午前9時49分頃

2 現認場所

農区第210号東側

※操業禁止区域ラインから最短で約90m

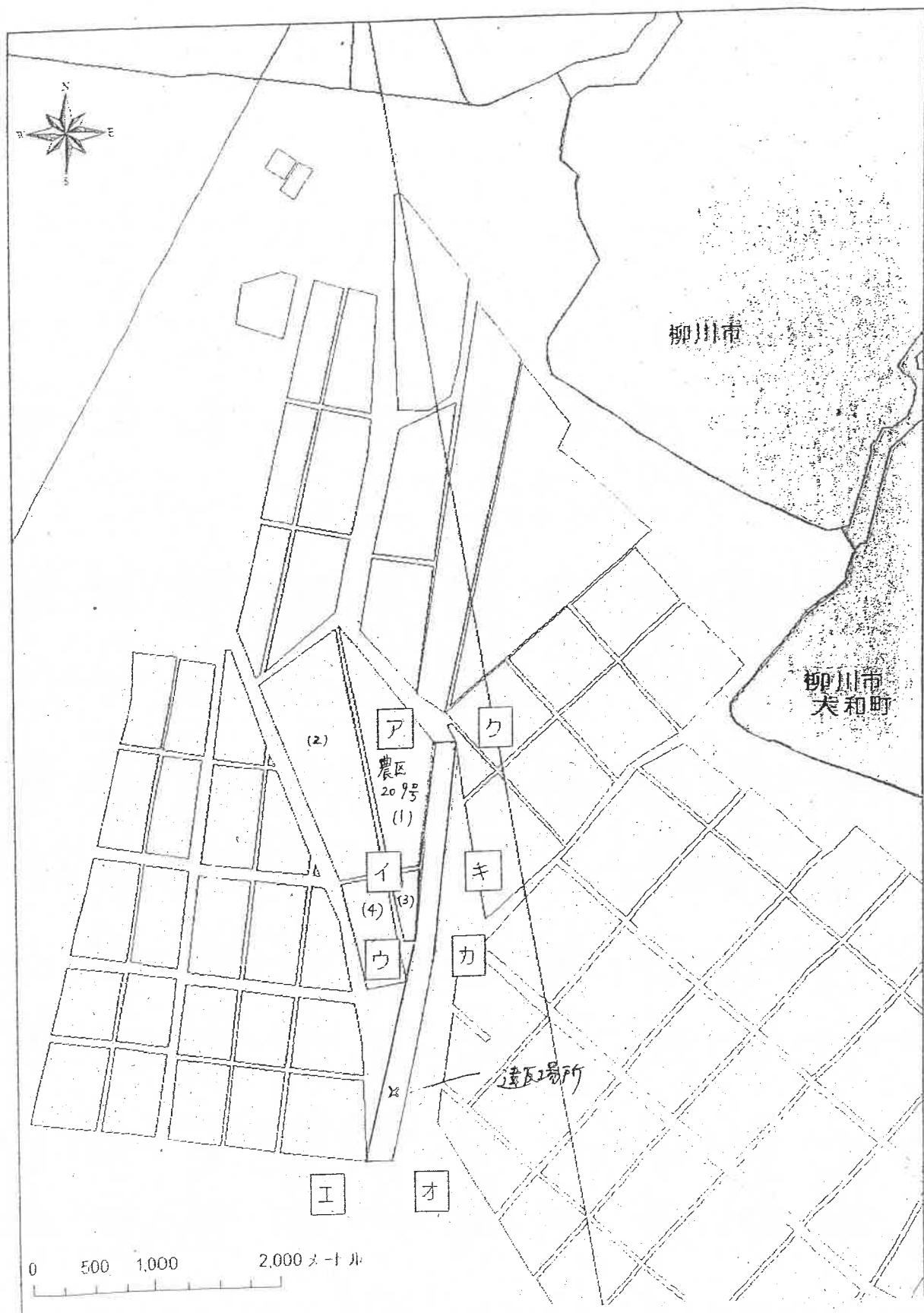
3 違反者所属漁協

沖端漁業協同組合 組合員

4 違反内容

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第109号違反

※採捕してはならない区域内での採捕



ア、イ、ウ、工、オ、力、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線によつて
囲まれた区域で採捕してはならない。

操業禁止区域

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第109号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和3年5月25日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮



1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 令和3年6月1日から令和3年7月3日まで及び令和3年11月1日から令和4年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

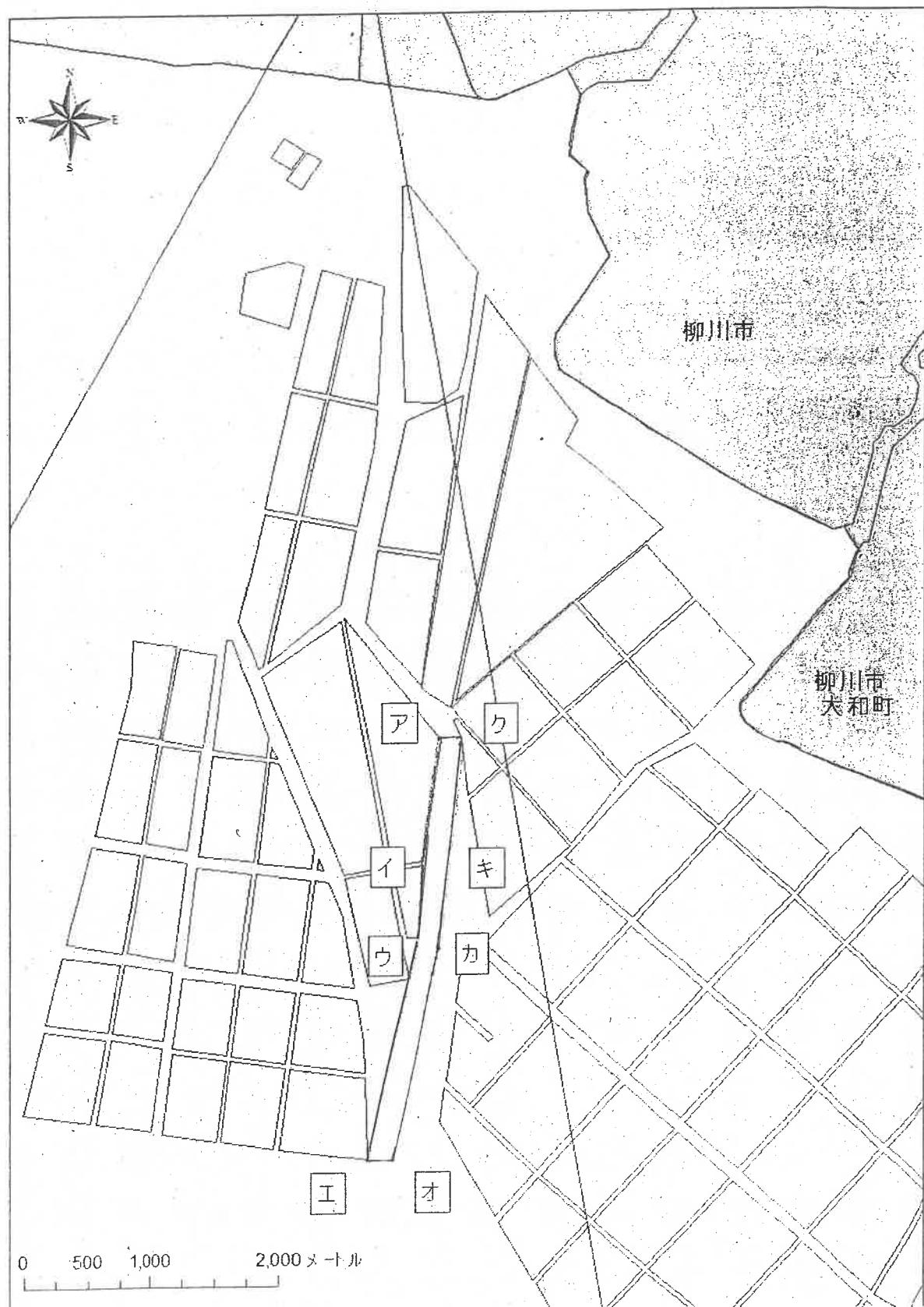
ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあっては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで



ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線によって
囲まれた区域で採捕してはならない。

操業禁止区域

令和3年12月8日
福岡県水産海洋技術センター有明海研究所

タイラギ生息状況調査結果について

福岡県海域のタイラギ生息状況

令和3年11月24日～27日に、福岡県海域58地点において、潜水器漁業者3分間潜水によるタイラギ生息状況調査を実施。

成貝は全地点で確認なし。稚貝は1地点で2個体を確認。

【今回 令和3年11月24～27日】

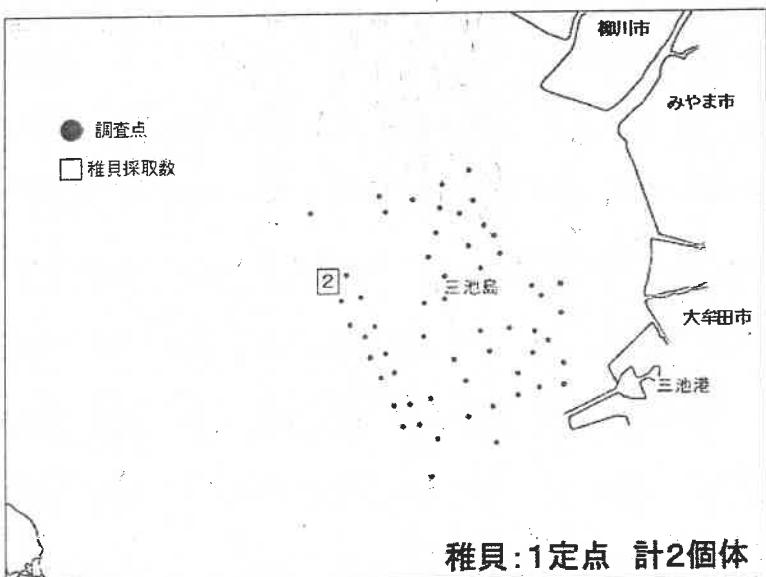
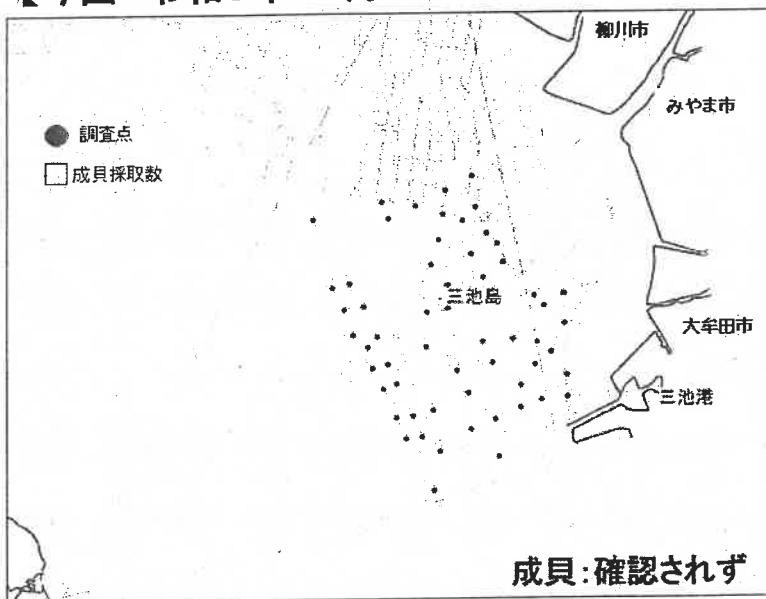
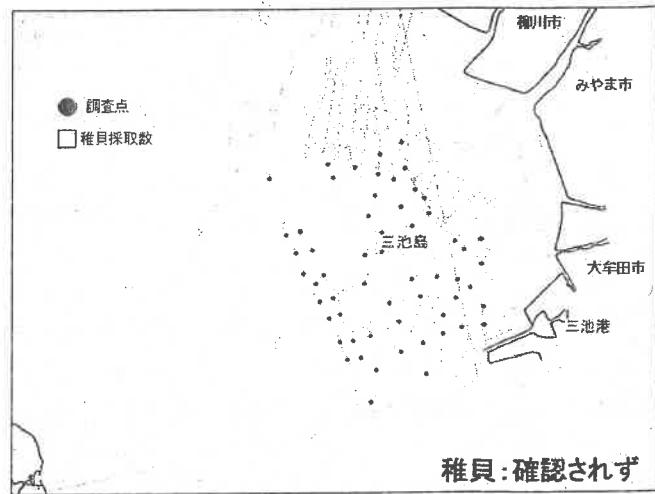
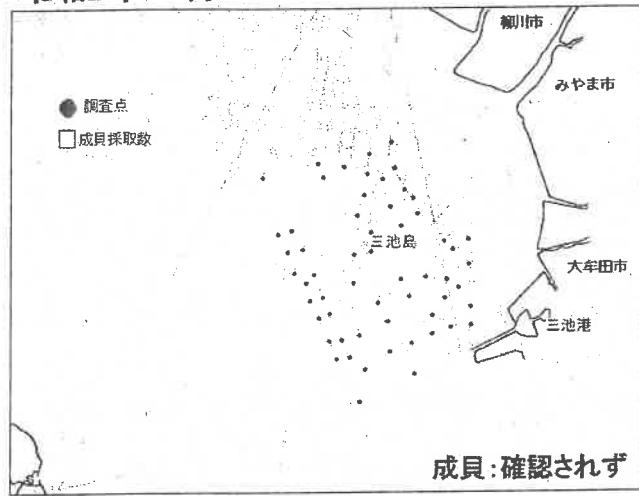


図1 令和3年度の生息状況（上：成貝 下：稚貝）

参考（令和2年度の結果）

令和2年11月4~7日



令和3年2月6~9日

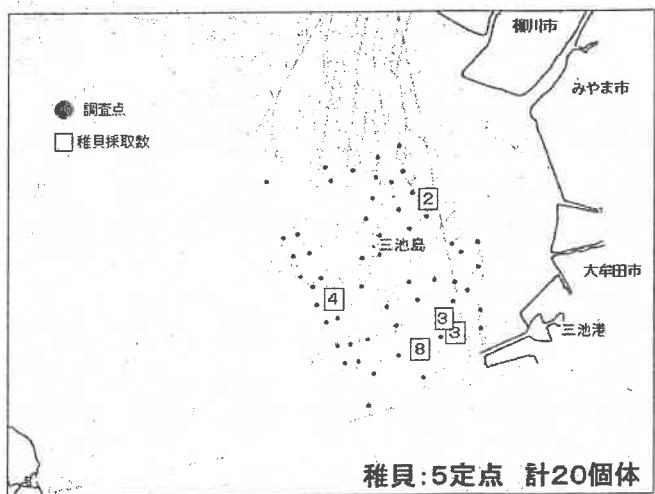
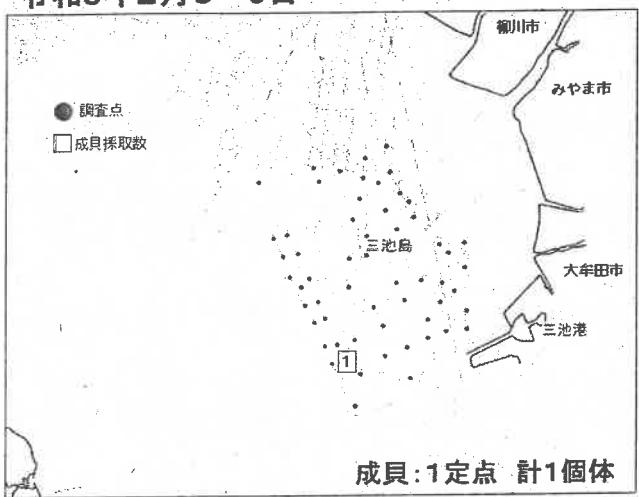


図2 令和2年度の生息状況（上：11月 下：2月）

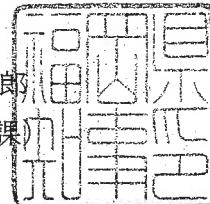
写

資料3
 (22期5回有明漁調査委)
 (令和3年12月8日)

3漁管第3729号
 令和3年12月3日

佐賀県知事 山口 祥義 様
 (農林水産部水産課)

福岡県知事 服部 誠太郎
 (農林水産部水産局漁業管理課)



刺し網等漁業の入漁の隻(枠)数に関する要望書

平素より、貴県海域における本県刺し網等漁業の入漁に関して、特別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

貴県海域への入漁の許可隻数は、許可方針にて全漁業種類合計で120隻とされているところですが、固定式刺し網漁業及びすずき流し刺し網漁業に関しては、貴県から入漁隻数の上限設定の要望を受けて以降、当該隻(枠)数内に収まるように県内で調整を行ってきたところです。

しかし、固定式刺し網漁業については希望する漁業者が多く、現行の86隻内に収まらない状況が続いており、漁業者から当該枠を廃止して欲しいと要望が上がっておりま

す。

つきましては、意欲ある漁業者の要望に応えるため、格段の御配慮の上、下記のとおり固定式刺し網漁業の上限隻数を廃止して頂きたく要望します。

記

○ 要望許可隻数

	現行の枠(隻)	要望(隻)	変更の有無
全漁業種の合計	120	120	無
固定式刺し網	86	制限なし	有
すずき流し刺し網	6	6	無
えび三重流し刺し網	制限なし	制限なし	無
雑魚一重流し刺し網	制限なし	制限なし	無
げんしき網	制限なし	制限なし	無